

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第1項
処 分 の 概 要：射撃指導員の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第12条（推薦等）、同第43条（射撃指導員の基準）、同第44条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第43条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、すべてに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める射撃指導員の指定の基準中 (1)「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 (2)「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 (3)「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：